

教育訓練給付制度（一般教育訓練給付）

長野大学は、以下の専攻に対し、「教育訓練給付制度厚生労働大臣指定講座（一般教育訓練給付）」の指定を受けています。この制度は、課程修了後本人がハローワークへ申請することで、雇用保険の被保険者期間（3年以上。ただし、初めて教育訓練給付金を受けようとする場合は、当分の間、1年以上。）を満たす者に対し、教育訓練経費（入学金と初年度授業料）の20%（上限額10万円）の教育訓練給付金が支給されるものです。

申請は修了日の翌日から起算して1か月以内です。大学院入学前に手続きすることはありません。また、課程を修了しない場合は申請できません。

- 大学院発達支援学専攻修士課程
- 大学院社会福祉学専攻博士前期課程
- 大学院社会福祉学専攻博士後期課程

全ての課程で、2023年度に入学し、2025年度末までに課程を修了した者が対象

詳細はハローワーク発行のリーフレットでご確認ください。

（参考）一般教育訓練給付金の申請手続

支給申請手続は、教育訓練を受講した本人が、受講修了後、原則として本人の住所を管轄するハローワークに対して、下記の書類を提出することによって行います。

1. 教育訓練給付金支給申請書
2. 教育訓練修了証明書
3. 領収書
4. （キャリアコンサルティングの費用の支給の申請。本大学院は非該当なので、略）
5. 本人・住所確認書類及び個人番号（マイナンバー）確認書類
6. 返還金明細書（「領収書」、「クレジット契約証明書」が発行された後で教育訓練経費の一部が教育訓練施設から本人に対して、還付された（される）場合に必要）
7. 払渡希望金融機関の通帳またはキャッシュカード（「払渡希望金融機関指定届（教育訓練給付金支給申請書に記載）」に払渡希望金融機関を記載。以下、省略。
8. 教育訓練経費等確認書

上記の支給申請に必要な書類のうち、大学が発行するもの

- 教育訓練給付金支給申請書
- 教育訓練修了証明書
- 領収書

修了日以降に申請してください。詳細はWEB 掲示板等で修了予定者へ通知します。